

## 川崎市東海地震警戒本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東海地震注意情報が発表された場合に、地震災害に対し、本市関係機関が相互に連携し、総合的な予防対策を実施するため設置する川崎市東海地震警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (本部の設置)

第2条 本部は、東海地震注意情報が発表されたときに設置する。

### (組織)

- 第3条 本部の長は、東海地震警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。
- 2 本部に東海地震警戒副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長をもって充てる。
  - 3 本部に東海地震警戒本部員（以下「本部員」という。）を置き、市職員のうちから本部長が任命する。
  - 4 本部長は、本部を総括し、本部員を指揮監督する。
  - 5 副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
  - 7 その他の事項については、災害対策本部規程（平成17年災害対策本部訓令第1号）第2条～第7条を準用する。

### (本部の廃止)

第4条 本部長は、災害対策本部を設置したとき、東海地震注意情報の解除に係る情報が発表されたときは、本部を廃止するものとする。

### (関係機関への通知等)

第5条 本部長及び区本部長は、本部及び区本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。